

富士急静岡バス株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 計画内容

【目標1】

子育てをしている社員のなかで勤務地を限定して働くことを希望する社員に、勤務地を限定して働く環境を整備する。

＜対策＞

- ・勤務地を限定して働く制度を広く社員に告知する。
- ・希望する社員が申出をしやすいよう、申出窓口を管理部内に設置する。

【目標2】

子育てをしている社員が就業を継続し家庭生活との両立ができる環境を整備する。

＜対策＞

- ・幹部職員が労働局などが主催する研修会等に積極的に参加し、両立支援に関する理解を深める。
- ・希望する場合に利用できる短時間勤務制度を設定する。

【目標3】

所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得を促進し、ワークライフバランスの向上を図る。

＜対策＞

- ・所定外労働の現状を定期的に把握し、安全衛生委員会等で報告・共有を図る。
- ・バス乗務員の人材確保と年次有給休暇の計画的付与制度の活用により取得率の向上を図る。